

公立大学法人岡山県立大学における競争的資金に係る間接経費取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針（平成13年4月20日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき、公立大学法人岡山県立大学（以下「本学」という。）が管理する科学研究費助成事業及び国立研究開発法人科学技術振興機構等の競争的資金に係る間接経費（以下「科研費等間接経費」という。）の用途及び使用に関する基準を定め、科研費等間接経費の適正かつ効率的な使用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、科研費等間接経費とは、科学研究費助成事業及び国立研究開発法人科学技術振興機構等の競争的資金の交付を受ける際に、当該研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費として、直接経費（当該研究の実施に使用することを目的に交付される経費。以下同じ。）に付随して交付される経費のことを指す。

(経費配分)

第3条 科研費等間接経費は、その全額を本学事務局に配分する。

(用途)

第4条 科研費等間接経費は、本学全体の研究環境整備、競争的資金に係る事務処理経費などの全学共通的用途に使用するものとし、具体的な用途は別紙のとおりとする。ただし、間接経費の交付機関からその用途について指定がある場合については、この限りでない。

(管理)

第5条 科研費等間接経費の管理は、理事長が行うものとする。

2 理事長は、科研費等間接経費の効果的かつ効率的な執行を行うとともに、用途の透明性確保に努めるものとする。

(返還)

第6条 競争的資金に係る契約の変更及び研究者の異動等により、科研費等間接経費の返還を行う必要が生じた場合は、直接経費の未使用額に応じ返還するものとする。

(報告)

第7条 理事長は、毎年度の使用状況をとりまとめ、当該競争的資金の交付機関に対して、定められた期日までに所定の報告を行わなければならない。

附 則

この要綱は平成30年4月1日から施行する。

別紙

間接経費の主な使途の例示

1 管理部門に係る経費

(1) 管理施設・設備の整備、維持及び運営経費

(2) 管理事務の必要経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費

など

2 研究部門に係る経費

(1) 共通的に使用される物品等に係る経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

(2) 当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費

研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

(3) 特許関連経費

(4) 研究棟の整備、維持及び運営経費

(5) 実験動物管理施設の整備、維持及び運営経費

(6) 研究者交流施設の整備、維持及び運営経費

(7) 設備の整備、維持及び運営経費

(8) ネットワークの整備、維持及び運営経費

(9) 大型計算機（スーパーコンピュータを含む。）の整備、維持及び運営経費

(10) 大型計算機棟の整備、維持及び運営経費

(11) 図書館の整備、維持及び運営経費

(12) ほ場の整備、維持及び運営経費

など

3 その他の関連する事業部門に係る経費

(1) 研究成果展開事業に係る経費

(2) 広報事業に係る経費

など

上記以外であっても、競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費などで、研究機関の長が必要な経費と判断した場合、執行することは可能である。なお、直接経費として充当すべきものは対象外とする。